



## 4. 9GHz帯における第五世代移動通信システムの普及 のための特定基地局の開設に関する指針案について

---

令和6年7月  
総合通信基盤局  
移動通信課

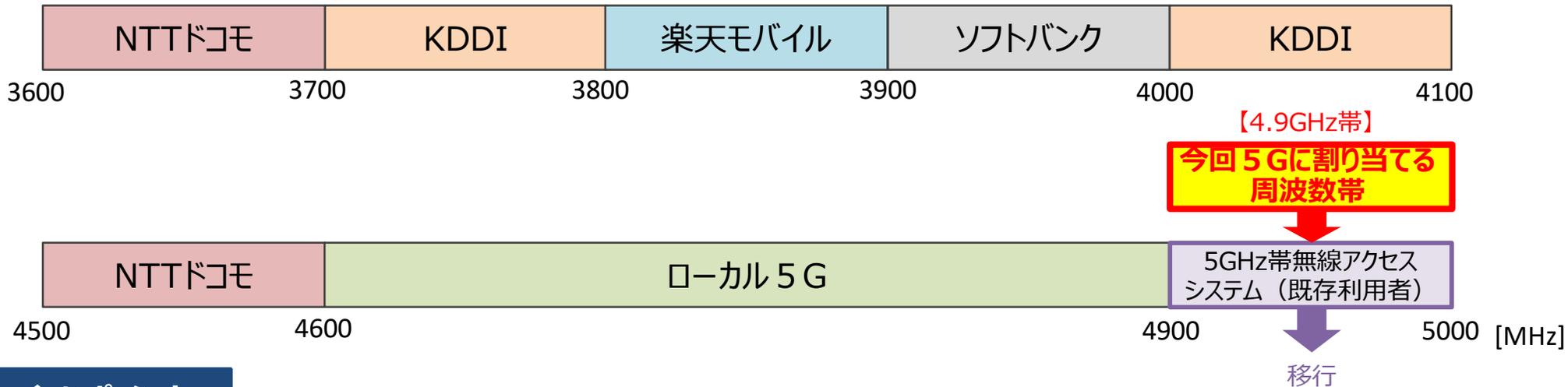
# 4.9GHz帯の周波数割当てについて

- **4.9GHz帯** (4.9~5.0GHz) は、総務省が策定・公表した「周波数再編アクションプラン」において、「令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、(略)同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の**検討を進める**」こととされている。
- **利用意向調査の結果**や令和6年3月12日の情報通信審議会からの一部答申(技術的条件)等を踏まえ、**早期の周波数割当てに向けて、必要な制度整備(開設指針の策定等)を進める。**

## 割当予定の4.9GHz帯

100MHz幅 1枠 認定期間 16年

既存無線局の新規開設期限：令和7年度末※  
既存無線局の使用期限：令和17年度末※  
※関係省令案等について  
6/12から7/22まで意見募集中



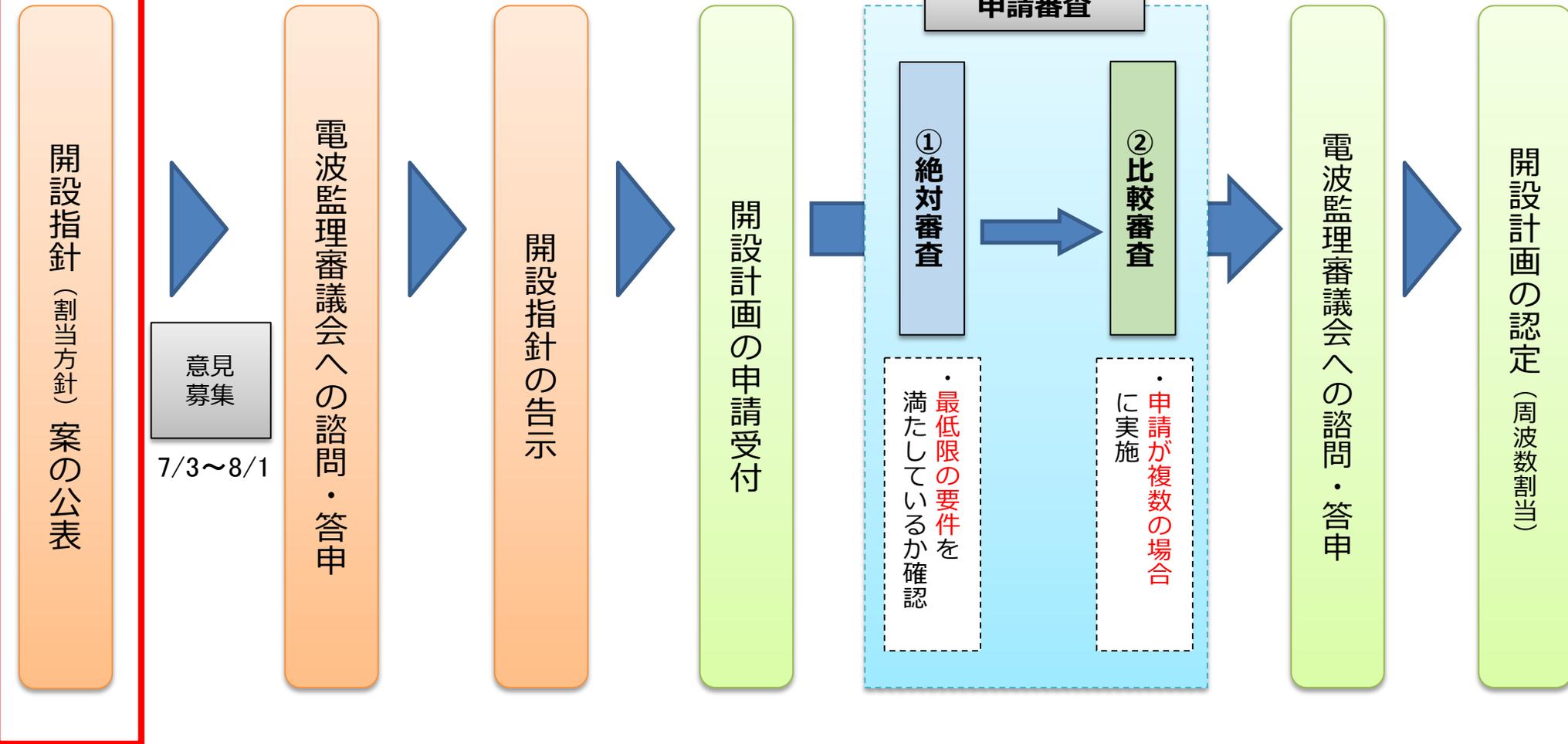
## 主なポイント

- 既存利用者がいる周波数帯であり、割当てに向けて、終了促進措置の対象とすることを想定し、移行に係る費用や期間等を検討する必要がある。

# 4.9GHz帯の割当てスケジュール（案）

2024年  
7月2日

2024年  
夏頃



- 以下の点を考慮して、審査基準を作成。
  - ・ より多くの人々が「5Gならではの」通信を実感できるよう、まずは、人口が多いエリアにインフラ整備
  - ・ 多様な既存利用者のシステム移行に配慮しつつ、広範なエリアカバーを実現
  - ・ 終了促進措置の着実な実施

## ① 絶対審査基準（主な項目）

### 1 エリア展開

- － 認定から12年後の年度末までに  
全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とすること

### 2 終了促進措置

- － 既存無線局の移行に最低限必要な金額（740億円）  
を確保できること

### 3 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料が17億円／年以上であること

### 4 その他

- － 開設計画を実施するための財務的基礎があること
- － 4G転用と5G専用周波数の区別を端末上で表示する  
計画を有すること

## ② 比較審査基準（主な項目）

### 1 エリア展開

- － 4.9GHz帯の展開率がより大きいこと

### 2 公平性・競争促進

- － これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異

### 3 終了促進措置

- － 終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保  
に関する計画がより充実していること

### 4 周波数の経済的価値

- － 特定基地局開設料の金額がより大きいこと

### 5 不感地対策

- － エリア外人口の解消人数がより大きいこと

### 6 災害対策

- － 携帯電話基地局の強靱化の取組がより充実していること

# 絶対審査基準（案）

エリア展開	基準 ①	認定から <b>12年後の年度末までに、全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とする計画を有すること</b>
	②	認定から <b>6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設する計画を有すること</b>
設備	③	<b>特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保</b> に関する計画を有すること※ <sup>1</sup>
	④	特定基地局の運用に必要な <b>電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策</b> に関する計画を有すること※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。
周波数の経済的価値	⑤	特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限額を「 <b>著しく下回る金額</b> 」( <b>17 億円／年</b> ) <b>以上</b> であること
財務	⑥	設備投資等に <b>必要な資金調達の計画</b> 及び <b>認定の有効期間(16年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画</b> を有すること
コンプライアンス	⑦	<b>法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護</b> (広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示、当初4G用に割当てられた周波数を用いた5Gと5G専用周波数を用いた5Gを端末上で区別する表示等を含む。)のための <b>対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画</b> を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の移行に <b>最低限必要な金額(740億円)</b> を確保できること
	⑨	周波数移行に関する基準(㉞既存登録人等への実施概要の周知及び実施手順の通知、㉟既存登録人等との協議 等)に従った <b>計画を有すること</b>
	⑩	透明性確保に関する基準(㉞費用負担に関する既存登録人等との事前協議の禁止、㉟周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った <b>計画を有すること</b>
サービス	⑪	<b>MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進</b> するための計画を有すること
	⑫	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 <b>低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画</b> を有すること
混信対策	⑬	既存免許人が開設する無線局等※ <sup>2</sup> との <b>混信その他の妨害を防止するための措置</b> を行う計画を有すること ※ <sup>2</sup> 無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システム、4.9GHz帯を使用する既存登録人等の無線局
オープン化	⑭	<b>オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組</b> に関する計画を有していること
その他	⑮	<b>同一グループの企業から複数の申請がないこと</b>
	⑯	割当てを受けた事業者が、 <b>既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと</b>

# 比較審査基準の審査項目と配点（案）

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から12年後の年度末における <b>4.9GHz帯の展開率</b> がより大きいこと	24点	12点
	B	認定から12年後の年度末における <b>特定基地局の開設数</b> がより多いこと		12点
Ⅱ 公平性・ 競争促進	C	<b>これまでのサブ6帯※の割当ての有無及び割当て幅の差異</b> ※ 3,600MHz～4,100MHz、4,500MHz～4,600MHzの周波数	24点	24点
Ⅲ 終了促進措置	D	<b>終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画</b> がより充実していること	24点	24点
Ⅳ 周波数の 経済的価値	E	<b>特定基地局開設料の金額</b> がより大きいこと	24点	24点
Ⅴ 不感地対策・ 災害対策	F	<b>エリア外人口の解消人数</b> がより大きいこと	24点	8点
	G	<b>携帯電話基地局の強靱化に係る計画</b> がより充実していること		8点
	H	<b>都道府県・市区町村の本庁舎・支所</b> の <b>5Gエリアカバレッジ</b> がより充実していること		8点

合計120点満点

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の <b>面積カバー率</b> がより大きいこと	5点	5点
-----	---	----------------------------	----	----

# 比較審査基準の評価の判定方法（案）

カテゴリ	審査項目		判定方法
I	A	認定から12年後の年度末における <b>4.9GHz帯の展開率</b> がより大きいこと	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①認定から12年後の年度末における全国の4.9GHz帯の展開率を一桁単位まで比較評価※ ②総合通信局管区ごとの4.9GHz帯の展開率の平均値を一桁単位まで比較評価※
	B	認定から12年後の年度末における <b>特定基地局の開設数</b> がより多いこと	認定から12年後の年度末における全国の特定基地局数を三桁単位まで比較評価※
II	C	これまでのサブ6帯の割当ての有無及び割当て幅の差異	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①サブ6帯を有していないこと ②申請者のサブ6帯の帯域幅の総計がより少ないこと（100MHz幅単位） ③（②の帯域幅の総計が同じ場合には）サブ6帯のトラフィック量（令和6年3月の1か月間。単位：TB。）がより多いこと（一桁単位まで比較評価）
III	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画がより充実していること	【①から順に判定の上、順位を決定していく】 ①終了促進措置に係る負担可能額がより大きいこと（1億円単位で記載。比較評価の上限額：1,440億円。） ②終了促進措置の具体的な対策並びに迅速かつ円滑な実施を図るための具体的な体制の整備及び具体的な方策に関する計画の対策の積極性・具体性、体制の充実性を比較評価
IV	E	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	特定基地局開設料の額（1億円単位で記載）を比較評価
V	F	エリア外人口の解消人数がより大きいこと	認定から6年後の年度末における4G・5Gによる全国の不感地域人口の解消人数を一桁単位まで比較評価
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画がより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の停電や伝送路断に備えた基地局（電力の供給が72時間にわたり停止することを考慮しており、予備の電気通信回線を設置している4G・5G基地局）の設置場所の数を一桁単位まで比較評価
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所の5Gエリアカバレッジがより充実していること	認定から6年後の年度末における全国の5Gエリアカバーしている都道府県・市区町村の本庁舎・支所（地方自治法の規定に該当するもの）の数を一桁単位まで比較評価

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の <b>面積カバー率</b> がより大きいこと	認定から12年後の年度末における全国の面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価
-----	---	----------------------------	---------------------------------------------------

※ 5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目（5G基盤展開率及び特定基地局数）に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針に係る開設計画の記載内容にかかわらず、最下位とする。

- 比較審査の配点方式は、**等分配点方式**とする。

※ただし、エリア展開に係るカテゴリ(審査項目A及びB)について、5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目(5G基盤展開率及び特定基地局数)に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針案に係る開設計画の記載にかかわらず、最下位とする。

## 等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n・・・と得点を付与する方式(申請者数n)

1位	2位	3位	~	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数4、最高点が24点の場合  
1位から順に、24点、18点、12点、6点

- サブ6帯の電波伝搬距離が半径数百メートル程度であることを考慮し、**全国を1km×1kmのメッシュに分割した上で、4.9GHz帯の基地局を開設したメッシュ数を分子、高トラヒックエリア※のメッシュ数を分母**として計算。  
※ 人口集中地区の面積が13,250平方キロメートルであることを参考に、人口が上位の13,250メッシュを指す。
- これまでの5G用周波数の割当て時の指標（5G基盤展開率）よりも、より緻密な基地局の展開が期待される。

## 4.9GHz帯の展開率の概念図



## (参考) 5G基盤展開率

